

一御武藝之儀、何も少シ御心懸不被遊候て者不叶儀、就中槍者長道具ニテ、取扱難成物に候、尤大將之御自身之働に不及、御馬之先ニ而、諸士の槍を合候事を被成御覽候事候得共、如何様の事ニ而、御自身槍を御取候事有之間敷ものにて無之候、其節日頃御稽古無之、あつかふ由等御手に入不申上者、御用に立不申候間、能程に御習候様にと思召候事略中

一常々算盤を御習、算勘を御心得候様にと、被仰進候儀、役人ニ被相成候御身にてても無之、何故と可被思召候得共、算數御存知無之候ては、備立人数之配様不相成ものに候略中

一常々御身うみ不申様御身持可被成候、大殿様御若年々御身持健に被遊候故、御老年之後迄も萬一いか様の時與申、大寒大暑に野陣を御張被成候ても、少も御いたみ被成候事は無之様に、御身持被成候、御身は習はし之物ニ候間、健ニ被爲成候様ニ、御心懸可被成候、大殿様は、三木別所屋敷ニテ御誕生、御五歳迄は柵町に被成御座、杉與申乳母、らいと申婆々、庄九郎與申御草履取、男女

三人外、御召仕不被成、被召上物なども、随分軽く、御育被遊候處、御家督を御取被成、三十年御政務を被成、今以御息災に被成御座候間、此段を能々御考被遊候様ニ與思召候事、

右十件、江戸交代之御暇に、西山江參上之節、大殿様江若殿様江被仰進候御傳言也、

辰元祿十三年八月六日

安積覺兵衛謹記

〔浪花の風〕當地にて名高き富商鴻池善右衛門が家の掟は、具原篤信が定むる處といふ、此事を其家に尋るに、左様なること決て無之よしを答ふといふ、されど世上にて、具原が定るといふ説、一般に唱ふることにて、按るに何か子細ありて、此事を善右衛門方にては、深く秘することによと思はる、何にいたせ、其家の掟は規則能整ひて代々是を守るといふ、其一つを云ば、店に居る若きものも數十人なれども、其著服四季施等、皆古來よりの仕來りを守る故他の店の者と混れることなく、且此ものども、時に寄て店の引けし後は、夜中十人廿人寄集りて、酒のみ戯れ遊び、淨瑠璃